

公 告

20年間以上組合の事業を利用しない組合員の除名について

20年間以上組合の事業（火災共済）を利用しない組合員を、「横浜市民共済生活協同組合定款」第12条第2項及び「3年間組合の事業を利用しない組合員の管理及び除名手続き等に関する規則」第5条第1項の規定に基づき除名対象組合員として公告します。

1 除名対象組合員

1956年度から2005年度までに組合員となり、除名を実施する年度当初において、過去20年間以上住所不明又は当組合の事業を利用しない組合員

除名対象組合員名簿に記載の 9, 782人

2 除名対象組合員名簿の閲覧

除名対象組合員名簿は、次の場所に備えてありますので、当該組合員又はその代理人若しくは相続人等で相当の理由がある者は閲覧できます。

閲覧場所

横浜市民共済生活協同組合事務局

横浜市中区日本大通 58 日本大通ビル 8階 電話 0120-073-203

3 弁明の申し立て

除名対象組合員名簿に記載された組合員で弁明する組合員は、2026年度通常総代会に出席し弁明を行うことができます。

その場合は、通常総代会の前の日までに次の場所に申し出てください。

横浜市民共済生活協同組合事務局総務課

横浜市中区日本大通 58 日本大通ビル 8階 電話 0120-073-203

4 除名の議決を行う通常総代会の日時、場所

除名対象組合員の除名の議決は次により開催する2026年度通常総代会で行い、可決された場合は組合員名簿から抹消され、組合員としての資格を喪失します。

(1) 日 時 2026年 6月 24日 午後2時

(2) 場 所 関内新井ホール

横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビルディング 11階

(3) 議案名 第6号議案 「20年間以上組合の事業を利用しない組合員の除名について」

5 除名の議決があった場合の出資金の返還

4により、除名が決定した場合は、払込済出資金の2分の1を総代会の議決による脱退の日から3年以内に請求されれば返還します。

2026年 5月 20日

横浜市民共済生活協同組合
理事長 松原 正之

公告についての問い合わせ先
横浜市民共済生活協同組合事務局
横浜市中区日本大通 58 日本大通ビル 8階
電話 0120-073-203